

五の三、一七の六、一九の二、一九の一四から一九の一七まで、一九の二〇から一九の二二まで、二一の一三、二一の一五、二一の一六、二一の一八、二一の二〇、二一の二二、二二の一、二二の一七、二二の一八、猪谷字中ノ谷の一から一の四まで、一の七、小坂字北谷割一

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富山県富山市小原字金木割一の一から一の九まで、二の一から二の一〇まで、字堀切割二の一、二の二、中地山字マサ割三(次の図に示す部分に限る)、猪谷字中ノ谷の一の二、山田数納字妙殿五八の一・七八・七九の一・八〇の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る)、六八から七二まで、七三の一から七三の四まで、七三の七から七三の一六まで、七六、七七、七九の三、七九の八、八〇の五、八一、水須字上道掛割一の一、一の二、二の一、三の一、四の一、五、六、字大萱谷割一三、一四、一七の一、一七の三、字西荒下竹平一、三から二三まで、字中尾根噌一から二〇まで、二二、字林高割三、字下道掛割八、九、一〇の一から一〇の三まで、字桑平割三の一、四、山田鍋谷字北平三八の一から三八の一三まで、三八の一八、三八の一九、三八の二六、三八の二八、三九の四から三九の七まで、三九の九から三九の一三まで、三九の一五、三九の一七、三九の二〇から三九の二七まで、三九の二九、三九の三〇、三

九の三二、三九の三七、三九の三九、三九の四一、三九の四三、三九の四七、三九の四九、三九の五〇、四〇の一から四〇の一七まで、四〇の二三から四〇の二六まで、四〇の三九、四〇の四一、四〇の四二、四一の一、四一の二、四一の四から四一の八まで、四一の一、四一の一四、四一の一五、四二の一、四二の二、四二の六、四四の一から四四の一七まで、四四の二〇、四四の二二、四四の二五、四四の二九、四五の一から四五の九まで、字赤松平九九の一から九九の四まで、九九の一六、一〇〇の三、一〇〇の二、一〇〇の四、一〇〇の六、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇五の七、一〇五の九、山田居舟字赤松平八九の二、九一の三、九二、一二六、一二八の三、一二八の四、一三四の一から一三四の三まで、一三五、一三六の一から一三六の三まで、一三六の六から一三六の八まで、一三六の一〇から一三六の一三まで、一三六の一四、一三六の一六から一三六の一八まで、字赤松一六九三の二、一七〇三、一七〇四の一、一七〇五から一七〇七まで、一七〇八の一、一七〇九の一、一七一〇の一、一七一の一、山田高清水字屋ッ畑二から四まで、小見亀谷入会字入会山割八の一、砂見字東山割二六、二七、二八の五、小坂字水上谷割五三の甲、五三の乙

(一) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(二) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千六百十九号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第六の規定に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号(イスラエル産シャムテ種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改正後	改正前
五 消毒	(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて、次の方法による消毒が行われたものであること。 ア・イ (略)	(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて、次の方法による消毒が行われたものであること。 ア・イ (略)
ウ スウィーティについては、生果実の中心部が摂氏一・五度になった後引き続き十六日間又は摂氏二・二度になった後引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。	ウ スウィーティについては、生果実の中心部が摂氏一・五度になった後引き続き十六日間又は摂氏二・二度になった後引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。	ウ スウィーティ及びレモンについては、生果実の中心部が摂氏一・五度になった後引き続き十六日間その温度以下で消毒すること。
エ (略)	エ (略)	エ (略)
オ レモンについては、生果実の中心部が摂氏一・五度になった後引き続き十六日間その温度以下で消毒すること。	オ (略)	オ (略)
カ (略)	カ (略)	カ (略)

○国土交通省告示第九百六十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条第二項第三号の水域を次のように指定する(平成二十九年十一月三日の午前八時から午後四時までの間並びに同月二日、同月四日及び同月五日の午前九時から午後四時までの間に限る)。

平成二十九年十月二十五日

国土交通大臣 石井 啓一

北緯三十五度五十二分二十一秒東経百四十度四十四分三十一秒の地点から真方位二百三十八度に引いた線、同地点から北緯三十五度五十二分二十八秒東経百四十度四十四分三十三秒の地点まで引いた線、同地点から真方位二百三十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○観光庁告示第十二号

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会(登録研修機関第十八号)から登録研修機関の住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十五日

観光庁長官 田村明比古

変更前	東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号 田中山ビルディング
変更後	東京都港区赤坂四丁目二番十九号 赤坂シヤスタイーストビル